

議第 2 2 号

三島市障がい者支援センター佐野あゆみの里条例の一部を改正する条

例案

三島市障がい者支援センター佐野あゆみの里条例（平成24年三島市条例第7号）

の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（指定管理者による管理）

第5条 佐野あゆみの里の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の

2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる佐野あゆみの里の事業に関すること。
- (2) 佐野あゆみの里の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他佐野あゆみの里の管理業務で、市長が必要と認めるもの

第7条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第8条を次のように改める。

（市長による管理）

第8条 前条の規定は、指定管理者に代わって、市長が佐野あゆみの里の管理を行

う必要が生じた場合について準用する。この場合において、同条中「指定管理者」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 2 月 1 5 日提出

三島市長 豊 岡 武 士